

# 平成28年度社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会事業計画

「みんなで育て 生きづき根ざす 福祉のまち瑞穂」の実現に向けて

## <基本方針>

第2次瑞穂市地域福祉活動計画に基づき、地域力を育てながら、地域で自分らしく安心して暮らせるよう地域福祉の推進事業の一層の充実を図る。

## <重点事業>

### 1 地域福祉事業

#### ①地域の組織化支援

- ・ふれあい・いきいきサロン協議会の設置の検討
- ・子育てサポーターの組織化支援の検討

#### ②地域福祉懇談会の開催

- ・地域毎の課題・検討、基盤体制の支援
- ・自治会連合会福祉部門との協議

#### ③ボランティア活動ポイント制度の導入の検討

#### ④多世代及び異文化交流の場の検討

### 2 高齢者福祉事業

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

- ・生活支援サービスの体制整備
- ・生活支援コーディネーター及び協議体との連携

#### ②認知症初期集中支援チームの推進

#### ③認知症地域支援推進員の設置の検討

### 3 障がい者福祉事業

第三者評価の導入の検討

### 4 福祉総合相談センター事業の充実

- ・福祉に係る総合的な相談の充実を図るため、家計相談を実施する。
- ・法人後見事業の検討

### 5 防災・減災事業

#### ①災害ボランティア研修会の開催

#### ②社協主催の災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

## <事業計画>

### 1 地域福祉事業

#### (1) ふれあい・いきいきサロン (会費事業)

①小地域において高齢者を対象に、閉じこもり防止・介護予防等を目的に集いの場（サロン）の運営を住民自らが行えるよう、支援の推進を図る。

また、サロン参加者の増加を目指し、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員と連携して啓発支援を行うとともに、サロン実施地区の拡充を推進する。(新設2サロン)

②サロンのボランティア同士の交流会及び研修会を実施し、情報交換及びサロン同士の横の繋がりを深め、住民主体となったサロン活動を目指す。

(年2回開催) (内1回 もとす広域圏域内社協合同開催)

#### (2) 近隣助け合いネットワーク事業 (会費事業)

①自治会長と連携して、自治会単位での「近隣助け合いネットワーク」事業の推進を図るために、福祉懇談会を実施する。(年2回開催)

②自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員等の合同研修会を実施する。

(年1回開催) (地域福祉推進セミナー) (共同募金配分金事業)

(平成28年5月13日(金)開催予定)

③地域住民による高齢者等の見守り体制を充実させるために、福祉協力員の未設置自治会に対し、設置に向けて説明をする。(年2回開催)

#### (3) 自治会連合会組織における福祉部門の協議及び支援 (会費事業)

福祉部門を地区社協の前進と捉え、それぞれが抱えている問題を一緒に考え支援する。(2小学校区)

#### (4) 貸出事業 (会費事業)

市内の事業所と連携を図る等市民への周知を徹底し、より多くの人の利用を促す。

①福祉機器の貸出

車いす、歩行器、四点杖の貸出(有料)

②福祉車輛の貸出

特殊車輛の貸出(燃料費実費負担)

③備品貸出

高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出し。

#### (5) 福祉活動専門員の設置 (市補助金事業)

地域組織化活動に主体的に関わる専門職を配置する。

#### (6) 福祉センター (瑞穂市総合センター内) 事業

## 2 高齢者福祉事業

### (1) シルバーふれ愛の輪（共同募金配分金事業）

市内の70歳以上のひとり暮らし世帯、75歳以上のみの世帯を対象に、介護予防に重点をおいて地区ごとに親睦を図る場をつくることで、地域の支え合いの仕組みを構築する。

### (2) 友愛訪問（共同募金配分金事業）

市内の70歳以上のひとり暮らし世帯、75歳以上のみの世帯を対象に、日用品を配布することで、情報提供や状態変化の把握・信頼関係の構築等を図る。（年1回実施）

### (3) 介護者家族の会の活動支援・強化（補助支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

### (4) 老人福祉センター事業（市受託金事業）

### (5) 在宅介護支援センター事業（市受託金事業）

### (6) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

#### ①総合相談・支援事業

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シルバー便利帳」の発行
- ・ネットワークの構築

地域密着推進ネットワーク会議の開催（2か月に1回）

#### ②権利擁護事業

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・みずほケアマネサロンの開催（2か月に1回）
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

#### ④小地域ケア会議の開催

#### ⑤在宅医療・介護連携の推進

#### ⑥認知症施策の推進

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・平成29年度認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置に向けて関係機関と協議
- ・認知症初期集中支援チーム員研修や認知症地域支援推進員研修等への参加

#### ⑦生活支援サービスの体制整備

#### ⑧介護予防ケアマネジメント

- ・第1号介護予防支援事業等

- ・指定介護予防支援
- ⑨介護予防体制の充実
  - ・介護予防対象者の把握事業
  - ・地域団体への出前講座の開催
  - ・地域包括支援センターだよりの作成（年4回発行予定）
  - ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
  - ・くつろぎカフェ研究会による協議
  - ・みずほ生き活きサポーターのスキルアップ研修
  - ・くつろぎ隊（みずほ生き活きサポーター）の活動の場（くつろぎカフェ）の拡充のための支援
- (7) 高齢者日常生活自立支援事業（会費事業）
 

自立した日常生活が自主的にできるよう料理（栄養）等教室を実施する。

### 3 障がい者福祉事業

#### (1) 障がい者への支援

##### ①障がい者と市民のつどい（共同募金配分金事業）

障がい者（身体・知的・精神）とその家族、市民がつどい、芸能を楽しむ機会を提供することにより、障がい者に対する理解を深める機会とする。  
（平成28年12月3日（土）開催予定）

※ 身体障害者福祉協会、あおぞら会と一緒に協議しながら実施する。

##### ②すこやかクラブ（精神障がい者サロン）の開催（会費事業）

精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促進するため、関係機関・ボランティアグループとの協力により精神障がい者のつどいの場「すこやかクラブ」を実施する。参加者の増員を図るよう啓発する。（月2回開催）

※ すこやかクラブ運営委員会により、運営方法等についての検討を行い事業運営の改善を図る。

#### (2) 障がい者家族への支援

##### ①あおぞら会（当事者と家族）への支援（補助支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者の理解を深めるために運営されている「あおぞら会」へ情報提供等側面から支援を行うとともに、会の存在意識を高める。

##### ②福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

障がい者とその家族の活動を支援する。家族会及び保護者組織の育成を図るため情報の収集と情報の提供を行う。

#### (3) 障がいの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催（会費事業）

瑞穂市総合センターで、豊住園、すみれの家及びボランティア団体の製

品を販売することで、障がいの理解、障がい者へのサポートのあり方やボランティア活動への関心を深めていく。(毎月2回開催)

**(4) 多機能型障害福祉サービス事業(生活介護・就労継続支援B型)の経営(自己財源・市補助金事業)**

(福祉作業所豊住園・福祉作業所すみれの家の経営)

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・瑞穂市総合センター、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

**(5) 瑞穂市ふれあいホームみずほの運営(市受託金事業)**

障がい者が、施設を利用し、住み慣れた地域社会で自らの力で日常生活ができるよう総合的な支援を行い、自立する力を養う。連続利用(4日間)を実施する。

**(6) 精神保健福祉ボランティア養成講座(会費事業)**

精神障がい者を支援するボランティアを養成し、精神障がい者支援事業の充実を図る。(年6回)

**(7) 精神保健福祉講演会の開催(会費事業)**

精神障がいについて市民に理解を求め、障がい者を支える地域づくりに繋げる。(年1回)

## 4 児童福祉事業

**(1) 子ども・孫育てサポーター養成講座の開催(会費事業)**

①子育て支援センターと連携を図りながら、地域の子育て支援者の養成を行い、地域での活動を目指すために開催する。なお、修了者には、子育てサポーターとしてボランティア登録し、地域の子育て事業への活動に展開させていくためのアフターフォローを行っていく。

②子育てサポーターステップアップ講座及び交流会の開催

サポーター同士の交流を図り、研修会を開催することにより子育て支援活動を推進する。(年3回開催)

**(2) ホリパパサロン(子育てサロン)の開設(隔月)(共同募金配分金事業)**

講座にて養成した子育てサポーター・関係機関等の協力により、父親に子育てに関心を持ってもらい仲間づくりができるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。参加者の増員を図る。

**(3) 子どもフェスティバル(会費事業)**

子育てサポーター・関係機関の協力により、子育て中の親子がふれあえ

る場の提供や、相談窓口等を設置し、子育て支援の推進を図る。  
(年1回 ホリパパサロン合同開催)

## 5 福祉総合相談支援事業

### (1) 心配ごと相談所の開設 (市受託金事業)

- |                |         |      |
|----------------|---------|------|
| ・ 一般相談         | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・ 無料法律相談       | 弁護士     | 月4回  |
| ・ 人権相談         | 人権相談員   | 月1回  |
| ・ 行政相談         | 行政相談員   | 月1回  |
| ・ 女性のための無料法律相談 | 女性弁護士   | 月1回  |

### (2) 生活困窮者自立支援事業 (市受託金事業)

生活保護に至る前の段階での自立支援策を図るとともに、困窮者の拠り所としての体制づくりを図る。

### (3) 家計相談支援事業 (市受託金事業)

生活困窮者に対し、家計収支全体の見直しや家計管理能力の向上が図れるような指導を行う。

### (4) 日常生活自立支援事業 (県社協受託金事業・利用料)

認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等の支援を実施する。

### (5) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託金事業)

低所得者・障がい者等に対して貸付を実施し、自立した生活を支援する。

### (6) 生活一時金貸付事業 (会費事業)

緊急的な一時的貸付の実施 (10,000円を限度とする。)、自立に向けた生活支援指導をする。

### (7) 障がい者相談支援事業所 (障害福祉サービス費)

サービス利用支援及び継続サービス利用支援の実施する。

市内の障がいのある方が、自立した生活が送れるよう福祉サービスのサポート並びに支援を行う。

### (8) 緊急食糧等支援事業 (会費事業)

生活が困窮状態となり、生命の安全が脅かされ健康被害が生じるおそれのある者に対し、一時的に食糧等の提供を行う。

### (9) 法人後見制度の検討 (会費事業)

法人後見の実施に向け、事業内容の検討・調査等を行う。

## 6 ボランティア・市民活動助成事業

### (1) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアコーディネーターの設置 (市補助金事業)

- ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。
- ②ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）  
ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。ボランティア活動保険の自己負担について周知する。
  - ③ボランティア情報紙の発行（会費事業）  
社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア登録者の拡大を図る。
  - ④ボランティア連絡会の開催（共同募金配分金事業）  
市民団体、個人ボランティアの連携強化を図り、活動の発展を目指す。
  - ⑤市民団体活動助成（歳末たすけあい配分金事業・会費事業）  
地域住民（ボランティア団体等）による活動の活性化を図るため、ボランティア活動に対しての助成を行う。  
広くボランティア団体に事業の周知を行い、持続性等の安定を図るために要綱の見直しを行う。
  - ⑥ボランティアリーダー研修会（会費事業）  
団体として自立した運営を目指し、リーダーのスキルアップ講座及び横のつながりを持つための交流会を開催する。
  - ⑦福祉教育サポーター養成講座（会費事業）  
福祉協力校から要請のあったプログラムに対して、サポーターとして活動ができるようボランティアを養成する。
  - ⑧生活支援の担い手養成講座（会費事業）  
生活支援の充実を図るため、生活支援の担い手を養成する。2日間

## **(2) 災害ボランティアの推進**

- ①災害ボランティア連絡協議会の開催（会費事業）  
関係機関と連携を図り、災害ボランティアセンターの役割と活動支援のための準備と協議をし、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改正を行う。
- ②災害ボランティア研修会（会費事業）  
災害時に支援者の役割を担える人材を養成するために行う。
- ③災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施  
センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、課題や問題を明らかにし、センターの充実を図る。

## **(3) 福祉教育の推進**

- ①ボランティアスクール（会費事業）  
小・中学生を対象に開催し、初歩的な体験学習を実施することで、福祉に関する意識啓蒙を行うとともに、福祉の意義を学んでもらう。
- ②福祉学習授業支援  
小、中学校、大学への福祉教育授業を支援し、福祉に関する意識啓発

- を行う。
- ③福祉協力校の指定・助成・支援（会費事業）  
福祉協力校に対し、福祉学習体験の指導や福祉学習プログラムの提案、助成等を行う。福祉教育の推進を図ることを目的に、市内の小学校・中学校・幼稚園・保育所等に対して指定を行う。
  - ④福祉協力校連絡会の開催（会費事業）  
子ども達への福祉教育を推進するため、市内の小学校・中学校・幼稚園・保育所の先生を対象に福祉講座を開催し、情報提供及び交流を行う。  
(年2回開催)

## 7 広報・調査研究活動事業

- (1) 社協だよりの発行 隔月発行（会費事業）  
社協の機関誌として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行し、内容の充実を図り、親しまれる機関誌とする。
- (2) ホームページ等の充実（共同募金配分金事業・会費事業）  
ホームページ等により、福祉に関する情報提供を分かりやすく伝えていく。
- (3) 広報担当者研修への参加（会費事業）

## 8 募金活動の実施

- (1) 共同募金活動の実施（共同募金会事業）  
毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）  
共同募金について、事業の主旨・内容を説明し、必要性を周知し、理解を深めることにより、募金活動を実施する。街頭募金活動の方法の見直しを行う。
- (2) 歳末たすけあい募金配分事業  
団体が福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。

## 9 法人組織基盤強化

- (1) 会員会費の徴収（会費事業）  
会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。  
今後の事業等及び経営の安定並びに地区社協設立時の配分についても調査研究を行い、会費額について検討する。  
一般会員1,000円、賛助会員5,000円
- (2) 役員研修の実施（会費事業）



福祉のまちづくり研修事業 年1回

先進地視察研修事業 年1回

(3) 理事会、監事会、評議員会の開催（会費事業）

(4) 職員研修の実施（会費事業）

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。年5回

(5) 人事考課の実施検討

(6) 苦情対応が迅速にできる基盤の充実（会費事業）

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員の資質向上等を図る。

(7) 各福祉施設と連携し、必要に応じて出店等協調して事業を行っていく。

(8) 関係機関・民間企業等との連携を図り、交流を深め、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。